

小型特殊自動車とは

①農耕作業用の小型特殊自動車（乗用装置を有し、最高速度が時速 35 km未満のもの）

トラクター、刈取脱穀作業車（コンバイン）、薬剤散布車、田植機、農耕用動力運搬車等（国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車）

②その他の小型特殊自動車

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車等（国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車）

◎上記のうち大きさと最高速度によって小型・大型特殊自動車に分類されます。

車両の長さ	4.7m 以下	→	すべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車 [軽自動車税の申告]
車両の幅	1.7m 以下		要件を1つでも超えると	大型特殊自動車 [固定資産税（償却資産）の申告]
車両の高さ	2.8m 以下			
最高速度	15km/h 以下			

申告に必要なもの

- ・所有者の印鑑（シャチハタ不可）
- ・販売証明書（車台番号、メーカー名、型式、排気量などの記載があるもの）

※譲り受けた車両など、販売証明書がない場合はお問い合わせください。